雫石町総合政策課　会計年度任用職員　募集案内

総合政策課では、会計年度任用職員（非常勤職員）を募集します。

就労を希望する人に予め登録申し込みをしていただき、採用は登録者の中から選考します。

なお、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用することから、必ずしも任用されるものではありませんので、御了承ください。

１．受付期間

令和８年 10 月 30 日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）まで

※郵送の場合も令和８年 11 月 20 日（金）必着

２．応募資格

・通勤ができる人

なお、次のいずれかに該当する人は申し込むことができません。

（１）雫石町職員として懲戒免職させられた人（当該処分の日から２年を経過しない人）

（２）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

（３）日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

３．提出書類と提出方法

以下の書類を記載し、雫石町役場総合政策課まで持参または郵送で提出

・雫石町会計年度任用職員登録申込書兼履歴書

添付

４．勤務条件（予定）

（１）任用期間　　令和８年 12 月 14 日（月）から令和９年３月 31 日まで

（２）勤務時間　　７時間（午前９時から午後５時）　※応相談

（３）給料　　日額　10,843 円（勤務月の翌月 15 日の支給）

（４）手当等　　通勤手当

（５）休暇関係　　年次休暇有

（６）社会保険等　勤務条件に応じて、健康保険等・厚生年金保険及び雇用保険並びに公務災害保険等に加入

５．採用方法　会計年度職員の任用を必要とする際、登録者の中から書類や面接等で審査・選考

６．合格者の発表

令和８年 12 月上旬までに応募者全員に合否の結果を通知

７．その他

（１）地方公務員法上の服務に関する規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

（２）提出書類は、お返しいたしません。

（３）任用は、全て条件付きのものとし、任用後１か月間（１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

８．問い合わせ先

雫石町総合政策課　政策推進係　019-692-6409